破産手続廃止

平成２９年（フ）第２０６号
長野市篠ノ井布施高田708番地12
破産者　株式会社長野プレート
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
山梨県都留市つる１丁目１番４号
破産者　有限会社マート有泉
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
青森県八戸市柏崎５丁目４番４号
破産者　有限会社フクシ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
山形市蔵王温泉48番地
破産者　株式会社岡崎屋旅館
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５４０号
横浜市港北区篠原北２丁目５番３号
破産者　有限会社神谷商事
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４号
富山県南砺市池尻150番地、商業登記簿上の本店所在地富山県小矢部市下中441番地
破産者　株式会社あすとく
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第６７号
静岡県富士市久沢1691番地の21
破産者　有限会社カーライフ和
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４５０３号
大阪市生野区小路東２丁目24番２号
破産者　長谷川産業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５０号
大阪府枚方市町楠葉１丁目２番14号
破産者　株式会社アドプラスウェストジャパン
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１６号
大阪府寝屋川市本町15番77号
破産者　株式会社ケーベック
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６７号
大阪市西区九条１丁目10番４号創叡ビル
破産者　株式会社創叡
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０３号
堺市美原区多治井292番地３
破産者　株式会社アクアピュア
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８３号
大阪府柏原市平野１丁目１番18号
破産者　有限会社なるみや
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
神戸市灘区五毛通４丁目１番21号
破産者　株式会社スリースターズ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７号
兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目６番22号
破産者　株式会社ナチュール・オーク
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
兵庫県宝塚市南口２丁目５番48号
破産者　宝南木材株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
兵庫県川西市多田院西１丁目１番６号
破産者　有限会社エム・ティ商事
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
熊本市南区江越２丁目22番11号
破産者　株式会社緒方建築事務所
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
宮城県加美郡加美町字西町20番地
破産者　みやた食品株式会社
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９６７号
東京都町田市木曽東３丁目19番40号
破産者　黒澤　宣之
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３９号
新潟市東区下場新町１番17号
破産者　有限会社ハイザキ工業
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部